平成２３年（フ）第３８５号
高知市薊野北町４丁目４番14号
債務者　大堀　尊子
1　決定年月日時　平成23年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３８８号
高知市神田1059番地28
債務者　福田　隆治
1　決定年月日時　平成23年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３９３号
高知県香南市野市町西野652番地30
債務者　小笠原光男
1　決定年月日時　平成23年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３９８号
高知市福井町515番地１　スカイハイツ福井205
債務者　岡林　和也
1　決定年月日時　平成23年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４０３号
高知県南国市前浜531番地イ
債務者　髙木眞砂夫
1　決定年月日時　平成23年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４０８号
高知市八反町２丁目２番３号、申立時の住所高知市介良乙3726番地１　ボヌール・ヒル301
債務者　山岡　重太
1　決定年月日時　平成23年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４１２号
高知市高須２丁目10番26号
債務者　林　　眞澄
1　決定年月日時　平成23年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１２１号
鹿児島県鹿屋市串良町岡崎3468番地２
債務者　佐藤　康平
1　決定年月日時　平成23年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第１２２号
鹿児島県鹿屋市串良町岡崎3468番地２
債務者　佐藤由里子（旧姓下西）
1　決定年月日時　平成23年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第１２４号
鹿児島県肝属郡肝付町前田949番地
債務者　井之上哲郎
1　決定年月日時　平成23年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第１２５号
鹿児島県曽於市大隅町岩川7212番地　旭ヶ丘団地６―103、前住所鹿児島県曽於市大隅町岩川6104番地１
債務者　長江　行宏
1　決定年月日時　平成23年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第３０３号
青森市大字大野字前田64番地４
債務者　小山内公子
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１８４号
富山市千成町34番37号
債務者　出町　直子
1　決定年月日時　平成23年８月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１７４２号
名古屋市緑区太子２丁目195番地の１
債務者　松下マリアルイサこと　ＭＡＴＳＵＳＨＩＴＡ　ＭＡＲＩＡ　ＬＵＩＳＡ　ＤＥ　ＧＵＩＡ
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１８２９号
名古屋市中村区寿町３番地の５　中央交通株式会社社員寮
債務者　川内　里美
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１８７９号
名古屋市中区富士見町６番15号　丸宗ビル203号
債務者　杉浦　健之
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１７３１号
愛知県瀬戸市八幡台２丁目６番615号
債務者　香田　誠子
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部